

## 業務説明資料

### 1 件名

市立図書館におけるデジタルサービス新規導入検討調査委託

### 2 契約期間

契約締結日から令和7年9月30日まで

### 3 履行場所

横浜市内

### 4 業務目的

これまで横浜市立図書館（以下、「市立図書館」という。）を利用したことのない市民の方にも、興味・関心を持ってもらえるきっかけや、知の情報発信につながる新しい体験を提供することを目指し、市立図書館各館に導入するに適したデジタルサービスについて、市立図書館の状況等を踏まえて検討する。

なお、本委託におけるデジタルサービスとは、市立図書館内において設置され、利用できるデジタル技術を活用したサービスを前提とし、インターネット上のみで提供されるものは対象外とする。

### 5 業務の背景

#### (1) 横浜市図書館ビジョンの策定

本市では令和6年3月に「横浜市図書館ビジョン」<sup>1</sup>を策定し、様々な感覚で「遊ぶ・体験」し、新しい“わくわく”を創り出せる場としての新たな図書館像が示された。この実現に向けて、デジタル技術の活用によるサービスの最大化が示されており、デジタルを活用した新たな体験や場の創出が求められている。

#### (2) 今後の市立図書館再整備の方向性

ビジョンの具体化のため、令和6年12月に「今後の市立図書館整備の方向性」<sup>2</sup>が公表され、柱の一つとして「デジタル技術の積極導入」が示された。デジタル技術によって図書館との「接点」を拡大するとともに、これまでの図書中心のサービスでは実現できなかった、知の「創造」・「発信」につながる新しい体験の提供について言及されており、その実現が求められている。

### 6 業務内容

「横浜市図書館ビジョン」及び「今後の市立図書館整備の方向性」の内容を把握した上で、以下の業務を実施し、デジタルサービスの提案を行うこと。

(1) 検討対象図書館の設備及び地域性の調査

デジタルサービスを導入検討する図書館の設備や地域性を把握した上で、実現可能かつ地域性に応じたサービス提案につなげること。

ア 検討対象図書館

|     | 図書館名     | 所在地            |
|-----|----------|----------------|
| (ア) | 鶴見 図書館※  | 鶴見区鶴見中央 2-10-7 |
| (イ) | 神奈川 図書館  | 神奈川区立町 20-1    |
| (ウ) | 中 図書館    | 中区本牧原 16-1     |
| (エ) | 南 図書館    | 南区弘明寺町 265-1   |
| (オ) | 港南 図書館   | 港南区野庭町 125     |
| (カ) | 保土ヶ谷 図書館 | 保土ヶ谷区星川 1-2-1  |
| (キ) | 旭 図書館    | 旭区白根 4-6-2     |
| (ク) | 磯子 図書館   | 磯子区磯子 3-5-1    |
| (ケ) | 金沢 図書館   | 金沢区泥亀 2-14-5   |
| (コ) | 港北 図書館   | 港北区菊名 6-18-10  |
| (サ) | 緑 図書館    | 緑区十日市場町 825-1  |
| (シ) | 山内 図書館   | 青葉区あざみ野 2-3-2  |
| (ス) | 都筑 図書館   | 都筑区茅ヶ崎中央 32-1  |
| (セ) | 戸塚 図書館   | 戸塚区戸塚町 127     |
| (ソ) | 栄 図書館    | 栄区公田町 634-9    |
| (タ) | 泉 図書館    | 泉区和泉町 6207-5   |
| (チ) | 瀬谷 図書館   | 瀬谷区本郷 3-22-1   |

※鶴見図書館については、「(仮称)豊岡町複合施設再編整備事業 事業計画」<sup>3</sup>に基づき、令和11年度に再整備(鶴見区豊岡町 27番1号)される予定である。再整備後の施設を想定して検討すること。

イ 検討対象図書館に関する調査・分析

各図書館の設備や地域性等を調査し、類型化すること。

ウ 参考となる資料

- (ア) 『横浜市の図書館』(横浜市図書館年報)<sup>4</sup>
- (イ) 契約締結後、施設の図面及びこれまで本市が実施した地域図書館施設状況に関する調査結果等の提供が可能である。
- (ウ) (仮称)豊岡町複合施設再編整備事業 事業計画
- (エ) 各区の区政情報(各区のウェブサイト等参照)

(2) 司書職員対象ワークショップの実施

図書館サービスを担う司書職員のアイディアを生かして検討を進めるために、職員

ワークショップを行うこと。ワークショップは、5月～6月上旬の平日に、20名程度で1～2回の実施を想定している。会場は横浜市中心図書館（西区老松町1）の会議室が使用可能である。

ア 国内・海外の先進事例等の調査

先進的な事例をあらかじめ調査し、ワークショップで活用すること。事例によっては、委託者がすでに調査を行っているケースもあるため、着手前に、調査事例について委託者と調整すること。調査にあたっては次の点に留意する。

(ア) 図書館だけでなく、美術館・博物館・民間施設等で取り入れられている事例も含む。

(イ) すでに実装されている事例だけでなく、導入すれば国内初となりうるような開発中のサービスも対象とする。

イ ワークショップ資料の作成

委託者と協議の上作成すること。参加職員からアイデアを最大限引き出すことができるよう、アの先進事例等を活用すること。

ウ ワークショップの運営・進行

ワークショップの全体進行、グループワークの進行役を手配すること。必要な謝金支払いや消耗品・備品等の手配は、受託者が行うこととする。会場備え付けの備品等を活用する場合には、委託者と協議すること。

エ 議事録の作成

音声を録音し、議事録及び議事要旨を作成し、ワークショップ終了後2週間以内に提出すること。

(3) 実証実験の実施及び市民意見のアンケート調査

(2)のワークショップの成果を踏まえたデジタルサービスの案のうち、実証実験可能なものを選定し、6月～7月上旬頃に実証実験を行うこと。実証実験を行うデジタルサービスは1事例以上とし、委託者と協議の上決定すること。

ア プロトタイプの実験

必要に応じて、実証実験に必要なプロトタイプを作成すること。また、すでに製品化されているもの、試作品が存在する場合は、それを活用することも可とする。

イ 期間

1～2週間程度の期間とし、1回以上実施する。実施場所等詳細については、委託者と協議の上決定する。

ウ ヒアリング

実証実験中は、利用した市民からヒアリングまたはアンケートを行い、ニーズや課題点の把握を行うこと。

エ 報告書の作成

実証実験結果については、市民からの意見結果も含めて報告書としてまとめ、実証実験後2週間以内に提出すること。

#### (4) 導入するデジタルサービスの提案

(1)～(3)の各調査等を踏まえて、導入するデジタルサービスについて提案すること。提案は、サービスの内容・対象者、設備改修の程度で類型化し、4～5種類を提案すること。その際に、(1)アの状況を踏まえること。

##### ア 提案項目

|     | 内容        | 備考  |
|-----|-----------|---|
| (ア) | サービス内容    | 参考となる写真等も含める。   |
| (イ) | 提案理由      | 必要な情報は次の通りとする。<br>・分析調査を踏まえた当該デジタルサービスを提案する理由<br>・導入目的<br>・導入により期待できる効果 |
| (ウ) | 導入事例      | 類似した技術またはサービスの導入事例を示すこと。必要な情報は次の通りとする。<br>・事例内容<br>・導入目的と達成状況<br>・導入効果  |
| (エ) | 導入に要するコスト | 1館あたりの導入経費について、概算額を提示すること。なお、可能な限り内訳を示すこと（ハードウェア、ソフトウェア、コンテンツ利用料等）。     |

##### イ 提案にあたっての留意事項

- (ア) 業界動向も踏まえながら、10年程度のスパンで見た時、陳腐化しない技術やサービスであること。
- (イ) サービス対象が限定的にならないよう、コンテンツの入替等が容易であること。
- (ウ) 増改築を伴わない範囲で、導入に必要な改修提案も含む。

#### (5) 定例会の開催

##### ア 開催頻度

- (ア) 契約締結から6月まで：2週間に1回程度
- (イ) 7月：1週間に1回程度
- (ウ) 8月から9月まで：必要に応じて開催

イ 会議録の作成

会議内容の記録を作成し、終了後1週間以内に提出すること。

(6) 補助業務

ア (4)で提案したデジタルサービスに必要となる技術的要件について、委託者から質問があった場合には、助言を行うこと。

イ デジタルサービスを実施可能な事業者の紹介及び連絡調整を行うこと。

ウ デジタルサービス導入に係る説明資料の作成(1回)をすること。内容については別途委託者と協議すること。

(7) 報告書の作成

ア 進捗報告

委託者の求めに応じて、定期的に進捗について報告すること。

イ 中間報告書

令和7年7月31日までに、(5)デジタルサービスの提案資料(案)を提出すること。

イ 最終報告書

令和7年9月30日までに提出すること。

7 成果物

最終報告書

納品形式は、Microsoft社のWord、Excel、PowerPointのいずれかとする。

最終成果物として、上記のデータをDVD-R等で履行期限日である令和7年9月30日までに提出すること。

8 業務進行上の注意

- (1) 受託者は、委託者と密接に連携し、効率的な業務の進行に努めなければならない。
- (2) 委託期間中、詳細事項及び内容に疑義が生じた場合、並びに業務上重要な事項の選定については、都度、委託者と協議を行い、その結果を書面にまとめ、委託者の指示又は承認を受けることとする。
- (3) 委託者は必要に応じて業務内容を変更できることとし、この場合、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。
- (4) 本業務における法令や計算の根拠、外部資料、及びデータの出典等は全て明確にしておくこと。本業務に関して必要となる備品類等は受託者が準備すること。
- (5) 本業務に関するデータは原則として委託者に帰属する。
- (6) 本業務で委託者が提供したデータは、全て返却すること。

- (7) 本業務の履行に係る成果物（印刷物等）の所有権は全て委託者に帰属する。
- (8) 成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 条）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物にかかる受託者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利）を、従前から受託者又は第三者に帰属する著作権を除き、当該著作物の引き渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。
- (9) 本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。
- (10) 本業務を履行するに際し、行政サービスの品質を維持し、法令遵守を徹底するものとする。
- (11) 本業務を履行するに際し、ウェブ会議の開催等柔軟に対応すること。
- (12) 本業務を遂行する上で知り得た情報に対する守秘義務を遵守すること。この守秘義務は業務従事後も当該業務に従事していたすべての従事者に遵守させること。また、契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。

## 9 特記事項

契約の履行にあたり、委託契約約款、個人情報取扱特記事項、電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項を遵守すること。

---

<sup>1</sup> 「横浜市図書館ビジョン」 <https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/plankoho/plan/libvision.html>

<sup>2</sup> 横浜市会（こども青少年・教育委員会資料）  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/shikai/kiroku/katsudo/r6/JohninKokyoR06.files/J-KK-20241212-ky-41.pdf>

<sup>3</sup> 「（仮称）豊岡町複合施設再編整備事業 事業計画」  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/fmsuishin/facility-management/toyooka/toyookakeikaku.html>

<sup>4</sup> 「横浜市の図書館」（横浜市立図書館年報）  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/library/unei/Annual-report/>